

年齢条項の見直しに関する検討について

平成 24 年 2 月 23 日（木）
内 閣 官 房

1. 検討の経緯

- 平成 19 年 5 月に公布された、日本国憲法の改正手続きに関する法律の附則第 3 条を受けて、政府としては、平成 19 年 5 月、各府省事務次官等をメンバーとした「年齢条項の見直しに関する検討委員会」を設置し、「20 歳以上」などの規定を有する法令の年齢条項について総合的な検討を行ってまいりました。
- しかし、平成 21 年 10 月の法制審議会答申において、民法の成年年齢引き下げについては、直ちにこれを行うことは適当ではないこととされたこともあり、国民投票法が施行された平成 22 年 5 月までには法制度上の措置を講ずるに至らなかったところです。
- 政府としては、年齢条項引下げに関する国会における議論の推移も見守りつつ、引き続き関係法令についての検討を進めるとともに、法制審議会答申において指摘された成年年齢の引下げに向けた環境整備のための施策を積極的に推進することとしたところであり、明日 2 月 24 日に、年齢条項の見直しに関する検討委員会を開催し、各府省における検討状況等についてフォローアップすることとしております。

2. 対象法令の検討状況

- 政府の検討委員会では、公職選挙法や民法をはじめとして、法令上「20 歳以上」などの年齢に関する条項について、総合的に検討を行っており、その対象法令数は現時点で 338 であり、内訳として、法律が 204、政令が 37、府省令 97 となっています。

- このうち、9割について、各府省庁における検討が終了しております。
- 対象法令数は338と多いものの、条文上具体的な年齢を規定せず、公職選挙法の選挙権年齢や民法の成年年齢の規定を引用しているため、公職選挙法、民法の改正に伴い、自動的に年齢が引き下がるものも数多くあります。このように実際の法令改正作業を要しないものも多く、現時点で改正を必要とする法令として把握しているものは、法律10本、政令3本、府省令5本程度です。

3. 成年年齢の引き下げに向けた環境整備

法制審議会で指摘された、民法の成年年齢の引下げに向けた環境整備については、資料3のとおり、関係府省において各種施策を推進しているところです。

4. 今後の対応

年齢条項の見直しに関する検討委員会においては、関係省庁の密接な連携の下に、引き続き関係法令についての検討を加速させるとともに、成年年齢の引下げに向けた環境整備のための施策を積極的に推進してまいります。